

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年 8月 7日

【届出者の氏名又は名称】 Y Jホールディングス株式会社

【届出者の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内三丁目 4番 1号新国際ビル 6階

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番 1号六本木ヒルズ森タワー23階  
T M I 総合法律事務所

【電話番号】 03-6438-5511

【事務連絡者氏名】 弁護士 岡部 洸志 / 同 塚本 涉 / 同 戸口 拓也 / 同 森 嵩夏

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません。

【代理人の住所又は所在地】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 該当事項はありません。

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 Y Jホールディングス株式会社  
(東京都千代田区丸の内三丁目 4番 1号新国際ビル 6階)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

- (注 1) 本書中の「公開買付者」とは、Y Jホールディングス株式会社をいいます。
- (注 2) 本書中の「対象者」とは、焼津水産化学工業株式会社をいいます。
- (注 3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注 4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注 5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注 6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注 7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注 8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第 1条第 1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注 9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注10) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

## 第1 【公開買付要項】

### 1 【対象者名】

焼津水産化学工業株式会社

### 2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

### 3 【買付け等の目的】

#### (1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本公開買付けを通じて対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)の全てを取得及び所有することを主たる目的として2023年7月12日に設立された株式会社であり、本書提出日現在においてその発行済株式の全てをJSTAR株式会社(以下「JSTAR」といいます。)の役職員が出資する合同会社であるJSHD合同会社が所有しております。JSHD合同会社は、本公開買付けの成立後、決済の開始日の前営業日までに、公開買付けの発行済株式の全てをJ-STAR No.5-A, LPIに譲渡する予定です。J-STAR No.5-A, LPIは、JSTARがジェネラル・パートナーとして管理運営する、ケイマン諸島法に基づき設立されたエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップです。JSTARは、2006年2月に創業した国内独立系の投資会社で、主に未公開株式への投資を行うプライベート・エクイティ投資、その中でも経営権を取得し、当該事業価値の向上を図るバイアウト投資事業を手がけています。JSTARは、企業・経営陣の課題解決、成長ストーリーを重視した投資提案を行うとともに、( )優れた経営者や幹部社員の存在、( )ファンドマネジャーの関与による付加価値増大余地、( )市場地位やビジネスモデルなどの特異性や優位性を投資基準に、ファンドマネジャー達の経験、知見、スキルが活かされ易い、中堅企業の案件を主要投資対象にした投資関連サービスを提供しております。本書提出日現在、JSTARは、自ら又はその子会社を通じて投資機会の調査及び紹介並びに投資先の育成等に係る投資関連サービスを提供するファンド(当該ファンドが受け皿会社として新たに設立又は取得する会社を含み、以下「本ファンド」といいます。)を通じて、株式会社ハルメク(旧いきいき株式会社)、太平洋精機株式会社、日本ホスピスホールディングス株式会社、株式会社アイセイ薬局、株式会社越後屋、横井製作所株式会社、株式会社ホットパレット、株式会社ダイニチ、株式会社シンシア、株式会社トイファクトリー、株式会社徳山商会など多岐に渡る業種に属する53社への投資実績を有しております。

公開買付者は、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場に上場している対象者株式を所有しておりません。

今般、公開買付者は、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得することにより、対象者を完全子会社化することを目的とした一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けを2023年8月7日から実施することを決定いたしました。

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を7,628,600株(所有割合(注1):66.67%)に設定しており、本公開買付けに応じて応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限(7,628,600株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記のとおり、本公開買付けは、公開買付者が対象者株式の全てを取得することを企図しておりますので、買付予定数の上限を設けておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。かかる買付予定数の下限(7,628,600株)を設定したのは、本公開買付けは対象者株式を非公開化することを目的としているところ、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載された、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第180条に基づく対象者株式の併合(以下「株式併合」といいます。)の手續を実施する場合には、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされているためであり、公開買付者単独で当該要件を満たすことができるように設定したものです。具体的には、対象者が2023年8月4日付で公表した「2024年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者第1四半期決算短信」といいます。)に記載された2023年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(11,450,398株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(7,615株)を控除した株式数(11,442,783株)に係る議決権の数(114,428個、1単元(100株)未満に係る数を切り上げています。)に、株式併合を承認するための株主総会の特別決議に必要となる議決権割合に相当する3分の2を乗じた数(76,286個、小数点以下を切り上げています。)に、対象者の単元株式数である100株を乗じた株式数としております。また、当該株式数は、公開買付者と重要な利害関係を有さない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の数の過半数(注2)、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」を充足する株式数となります。

(注1) 「所有割合」とは、対象者第1四半期決算短信に記載された2023年6月30日現在の発行済株式総数(11,450,398株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(但し、同日現在の監査等委員でない取締役(社外取締役を除きます。)を対象とする株式報酬制度に係る信託が所有する対象者株式68,384株を除きます。以下同じです。)(7,615株)を控除した株式数(11,442,783株)に占める割合をいい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じとします。

(注2) 対象者第1四半期決算短信に記載された2023年6月30日現在の発行済株式総数(11,450,398株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(7,615株)を控除した株式数(11,442,783株)の過半数は5,721,392株となります。買付予定数の下限は7,628,600株であり、5,721,392株を上回ります。

また、本公開買付けにより、公開買付者が対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者のみとし、対象者株式を非公開化するための一連の手續(以下「本スクイズアウト手續」といいます。)を実施することを予定しております。

公開買付者は、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2)買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」に記載のとおり、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けを含む本取引に要する資金を、株式会社静岡銀行からの借入、並びにJ-STAR No.5-A, LP、J-STAR No.5-B, LP、J-STAR No.5-C, LP、J-STAR No.5-D, LP及びJ-STAR No.5-E, LPによる出資により賄うことを予定しており、これらをもって、本公開買付けの決済資金等に充当する予定です。

対象者が2023年8月4日付で公表した「Y Jホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2023年8月4日付の対象者取締役会決議により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決定したとのことです。

上記対象者取締役会の意思決定過程の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。なお、対象者は、2007年4月27日開催の対象者取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」(以下「本プラン」といいます。)を導入し、その後一部変更を加えた上で現時点まで本プランを継続しておりますが、下記「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、本取引の実施は対象者の企業価値向上に資するものであると判断したことから、2023年8月4日付の対象者取締役会において、本公開買付けに対して本プランを適用せず、対抗措置を発動しないことを決議したとのことです。

(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

対象者は、対象者及びその連結子会社(本書提出日現在2社)から構成されるグループ(以下「対象者グループ」といいます。)です。対象者は、カツオやマグロなど魚の町として全国的に有名な静岡県焼津市にて、今から60年以上前の1959年3月に設立されたとのことです。当時は、焼津市内の鰹節工場などで加工時に頭や内臓、骨などの副産物が大量に発生していましたが、その殆どは利用されず廃棄されており、その際の悪臭や水質汚濁などが問題となっていたとのことです。これらの問題解決を目的としてスタートした対象者は、設立当時は、水産物の加工時に発生する副産物を有効活用した飼肥料向けのフィッシュソリブル及び肝油の製造を主な事業としておりましたが、設立後まもなく、より付加価値の高いエキス調味料の製造に方針を転換したとのことです。その後、調味料原料製造で培った天然素材から美味しさを抽出する技術をベースに、天然調味料や乾燥食品へと製造の幅を広げていったとのことです。1980年以降には機能性素材の開発を本格的に開始し、カニ殻からキチン、キトサンを精製し、販売を始めたとのことです。これらを出発点にキチンオリゴ糖、N-アセチルグルコサミン(注1)の製造を開始し、現在では、これらの技術を生かして海洋性のアンセリン(注2)やコラーゲンなどの機能性新素材を世に送り出し、日本の高度成長期以降の加工食品マーケットの拡大や高齢化に伴う健康志向の高まりと共に成長したとのことです。対象者製品は、各種食品メーカーや健康食品メーカーに原料素材として利用されており、設立以来60年を超える歴史の中で、その製造技術を磨いてきたとのことです。対象者は「天然素材の持つ無限の可能性を追求し、“おいしさ”と“健康”を通して豊かな生活に貢献します」を企業理念としており、原料素材メーカーとして、多くの方の豊かな食生活の一助となるような事業活動を通じて、企業価値の向上を図っているとのことです。

対象者株式は、1988年11月に社団法人日本証券業協会東京地区協会及び名古屋地区協会に天然調味料業界として初めて店頭登録し、1992年9月に名古屋証券取引所市場第二部に上場したとのことです。その後、2000年9月に東京証券取引所市場第二部に追加上場し、2001年3月には東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部(但し、2006年1月に名古屋証券取引所市場第一部上場廃止)に指定替えとなったとのことです。直近では、2022年4月の東京証券取引所における新市場区分への移行を経て、本書提出日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場しているとのことです。

(注1) 「N-アセチルグルコサミン」とは、体内の関節や肌に存在するヒアルロン酸のもととなる成分で、主にカニやエビの殻から作られます。通常のグルコサミンと比べて、同じ量を摂取した場合、N-アセチルグルコサミンの方が体内での利用効率が高いと言われています。

(注2) 「アンセリン」とは、動物の筋肉中に含まれる2種類のアミノ酸が結合した物質で、マグロやカツオなどの長距離を高速で泳ぐ回遊魚の筋肉中に多く含まれています。アンセリンには日常的な疲労感、肉体疲労を軽減する抗疲労作用及び尿酸値の上昇を抑制する作用があると言われており、新しい機能性表示食品対応素材として注目されています。

対象者は、食品業界は、国内の人口減少や少子高齢化に伴う市場規模の縮小、気候変動による天然素材の安定調達不安など厳しい環境下にあると認識しているとのことです。国内市場規模の縮小は今後も見込まれていることから、新たな市場を開拓することが重要な経営課題であると認識しており、また、安定した事業運営のために、個体数の減少や魚体の縮小に起因する漁獲高の減少に伴う原料の調達懸念を調達先の多様化により極小化することも重要な経営課題であると認識しているとのことです。また、消費者向け製品の多様化や差別化がより一層促進されていることから、原料素材メーカーとして、消費者ニーズの多様化に対応可能な体制構築が求められているとのことです。一方、国外ではASEANをはじめとするアジア諸国の経済が引き続き拡大していくことが予想され、日本食の拡大と健康志向の高まりをみせており、上記のとおり国内市場の規模の縮小が見込まれている状況においては、アジア諸国の旺盛な需要を取り込むことが対象者の事業規模の拡大において重要であると認識しているとのことです。

こうした状況も踏まえて、対象者は「価値創造の加速」をビジョンとした2025年3月までの3ヵ年中期経営計画を策定し、安全・安心の向上、国内事業(調味料、機能性)の強化、海外展開の加速、新たな事業分野の創出の4つを基本戦略として事業運営を行ってきたとのことです。具体的には、安全・安心の向上においては、原料開発の強化、各国への輸出規制に対する取り組みにより、新たな価値創造に適合する品質保証体制の確立を目指しているとのことです。国内事業(調味料・機能性)の強化においては、調味料事業については、新たな地域からの原料調達や、昆布・エビ分野に集中した商品投入、DXを活用した生産性の進化、成長著しい中食市場に向けた設備導入などの方策により当該事業分野におけるシェアを拡大し、食シーンの多様化に貢献できる天然調味料メーカーへの進化を図っているとのことです。また、機能性食品事業については、戦略的な知的財産権の取得を基盤として、マーケットイン(注3)によるオリジナル素材の積極的な商品投入により、健康訴求領域(注4)の拡大を図り、独自の製造技術を活用した受託生産の拡大にも積極的に取り組んでいるとのことです。海外展開の加速においては、海外売上増加に向け、ASEANと米国の拠点開設に向けた積極投資を行い、海外市場に対象者ブランドを浸透させることを目指しているとのことです。新たな事業分野の創出においては、他社との積極的な協業も視野に入れ、調味料、機能性に続く新たな事業確立を目指し、2021年に出資したフードテック特化型ファンド「食の未来ファンド」の投資先企業の情報を共有し、対象者の持つ開発・製造・販売ノウハウと融合していくことで、新たな価値創造を加速させ、事業領域の拡大に取り組んでいるとのことです。

対象者はこれら4つの基本戦略を軸に企業価値の向上を図ってきましたが、従前より認識していた国内人口の減少・少子高齢化に伴う市場縮小に加えて、対象者の事業基盤である水産資源の減少や昨今の原材料高、エネルギー価格の高騰など、対象者を取り巻く経営環境は一層厳しさを増しているとのことです。また、原材料高やエネルギー価格の高騰などを補う目論みで実施していた価格改定についても、原材料高やエネルギー価格の高騰が継続する中、断続的な値上げについて顧客からの理解が得られにくくなっており、交渉が想定とおりに進捗しない状況が対象者業績の一時的な下押し要因となっているとのことです。このような現状を打破し、中長期的な企業価値向上を実現するためには、更なる大胆な経営改革が必要だと認識しているとのことです。具体的には、対象者事業の強化に必要な設備投資をより迅速に行うことや、市場拡大が想定される中食・外食向けの商品開発体制の構築及び商品開発の加速、旺盛な需要が期待できる海外展開の加速、事業運営上重要である天然由来の水産系原材料の仕入れ体制を強化する観点での垂直統合、対象者の企業価値向上に資する企業との提携等が必要だと考えているとのことです。

また、対象者は、2019年8月頃より、断続的に非公開化を含めた対象者の資本施策や企業価値向上に向けた経営資源の最適配分などについて議論してきたとのことです。2020年2月には、東京証券取引所から市場区分の見直しに関する概要が公表され、2021年度中に新市場区分の選択が必要となり、対象者内でも経営資源の最適配分や上場企業であることの意義等、新市場区分選択に関する議論がなされ、その際にも非公開化は選択肢のひとつとして議論されていたとのことです。当該市場区分見直しにおいて、対象者は最終的に東京証券取引所スタンダード市場への移行を選択し、現在に至りますが、非公開化を含めた資本施策は対象者の経営課題となっていたとのことです。

- (注3) 「マーケットイン」とは、消費者がより必要とするモノを提供するという考え方で、顕在化している顧客ニーズへの適合を優先し、そのニーズに答えるための商品開発を行う方法です。
- (注4) 「健康訴求領域」とは、体組成やひざ関節の悩みの改善、尿酸値を低下させるといった健康の維持や向上に關与する生体調節機能を持つ食品の領域であり、主に機能性表示食品向けの素材及びそれを利用した食品です。

対象者は、対象者を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、2023年3月下旬、対象者が今後も成長し、中長期的に企業価値を高めていくためには、対象者の企業価値向上のための取り組みに対して付加価値を提供し、対象者の中長期的な成長を促進してくれることが期待できる戦略的パートナーの下、対象者株式を非公開化し、株式市場からの短期的な業績期待に左右されない状況下で、十分な事業投資を行い、かつ大胆な経営改革を行うことが経営上の合理的な選択肢であるという考えに至り、戦略的パートナーの探索を開始したとのことです。

こうした中、J - S T A Rは、2023年4月14日に対象者より非公開化を通じた成長戦略に関する打診を受けました。J - S T A Rは、当該打診を受ける以前、2019年8月上旬より対象者と事業戦略や業界再編の可能性について1年1、2回の頻度で合計5回の意見交換を重ねており、また、意見交換を行う中で、本ファンドの投資先である株式会社ダイニチ(飼料・資材事業、水産事業、水産養殖事業)等との業務提携やシナジーの可能性も期待できるとの認識に至ったことから、2023年4月下旬、対象者の非公開化について本格的に検討を開始いたしました。J - S T A Rは、2023年6月22日に対象者より事業計画を、同月23日に完全子会社化に関する第一次入札要綱をそれぞれ受領し、対象者との更なるディスカッションを通じて、海由来の多様な原料調達ルートを有しており、FSSC22000(注5)認証を取得した信頼性の高い工場で天然素材を抽出・精製・乾燥して調味料を製造する特許やノウハウを有していることが競争力の源泉になっていると理解しました。また、対象者は、機能性食品素材の開発・製造にも注力しており、通常のグルコサミンと比べて、同じ量を摂取した場合、体内での利用効率が高いことで知られるN-アセチルグルコサミンや日常的な疲労感、肉体疲労を軽減する抗疲労作用及び尿酸値の上昇を抑制する作用があると言われており、新しい機能性表示食品対応素材として注目されているアンセリン等の高付加価値商品を有していることも競合他社との差別化要素になっています。一方、中長期的に国内市場が縮小傾向にあることに加えて、ビーガンや代替肉、個食化など「食」に関して多様化が進む市場において、従来の経営資源では対応が難しくなっている状況と理解しております。そうした中、J - S T A Rは、2023年6月下旬、これまで対象者が構築してきた強みを活かして再成長を目指すために、研究開発センターや工場投資、中食・外食向けの商品開発及びマーケティングの強化、海外展開の促進、業界再編によるスケールメリットの追求等を迅速に進めることが不可欠と認識するに至りました。

- (注5) 「FSSC22000」とは、Food Safety System Certification 22000の略であり、国際食品安全イニシアチブ(Global Food Safety Initiative)によって承認された国際的な食品安全管理のためのシステム規格です。

上記のような検討を踏まえ、2023年6月下旬、J - S T A Rは本取引に係る第一次入札へ参加することを決定し、2023年6月30日、本公開買付けを通じて対象者株式を非公開化することに関する意向、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)の想定レンジ(1,099円~1,407円)、スキーム概要、想定スケジュールの概要等に係る初期的な提案書を対象者に対して提出しました。その後、同年7月3日に、対象者から本公開買付け価格の想定レンジの下限を株式価値140億円(1株当たり1,231円)まで引上げてほしい旨の打診を受け、翌4日、下限引上げを応諾することにより、第二次入札プロセスにおいてデュー・ディリジェンスの実施及び対象者と本取引の条件について更なる協議を進めることで合意いたしました。

その後、J - S T A Rは、2023年7月上旬から同年7月下旬まで実施したデュー・ディリジェンスの結果を踏まえて、対象者に対し、2023年7月25日、本公開買付価格を1,110円(提出日の前営業日である2023年7月24日の対象者株式の終値(816円)に対して36.03%のプレミアム。小数点以下第三位を四捨五入しています。以下プレミアム率の計算について他に取扱いを定めない限り同じです。)とすることを含む最終意向表明書を提出いたしました。なお、最終意向表明書における本公開買付価格については、デュー・ディリジェンスを通じた対象者の事業及び財務状況の分析に加え、原材料の高騰による調達環境が今後も厳しい見通しであることも一定考慮した結果、第一次入札において応諾した本公開買付価格の想定レンジの下限(1株当たり1,231円)を下回る価格での提示となりました。また、最終意向表明書の提出にあたり、本件実施による悪影響や不利益の有無及び程度についても検討した上で、特段の悪影響・不利益はないと判断いたしました。

また、J - S T A Rは、最終意向表明書において、具体的な施策として、以下を提案しており、これらを実行することで対象者の企業成長を支援できるものと考えております。

( ) 経営管理体制の強化

J - S T A Rの知見を活かし、予実管理、原価管理、営業効率、研究開発効率、機械設備の稼働率等の経営管理指標を整備することにより、収益性や生産性を改善できる余地を見出し、業務改善につなげることが可能と考えております。現行の経営管理方法を尊重しつつ、より良い経営管理体制(システム導入含みます。)の強化について支援していく予定です。

( ) 海外市場の開拓支援

対象者が主戦場としている国内市場は、今後も国内人口減少に伴い、市場規模が縮小していくことが想定されており、対象者の中長期的な企業価値向上には海外売上高の増加が必要不可欠であると考えております。対象者の経営資源に限りがある中、J - S T A Rが保有する人的リソースや海外展開に関する知見といった経営資源を有効活用することで、対象者の課題である海外展開を加速することができると考えております。

( ) 業界再編(M & A)支援

天然調味料や機能性素材を開発、製造、販売する同業他社は国内に複数存在しており、特に国内市場においては国内人口減少に伴う市場規模縮小という同様の課題を抱えていると想定しております。また、世界的にインフレ加速が予想される中、原材料の調達価格の高騰への対応も喫緊の課題として認識しております。J - S T A Rの知見を活用しながら、同業他社との資本業務提携等を加速し、調達、開発、製造、販売などの分野でスケールメリットを享受可能な体制を構築できると考えております。

( ) 本ファンド投資先企業とのシナジー追求

本ファンドは、株式会社ダイニチ、株式会社小島水産、株式会社食縁フードテックなど複数の水産系企業や、株式会社ホットパレット、株式会社越後屋などの外食企業に対しても投資を行っており、これらの企業との連携により下記の事業シナジーの発現が可能と考えております。

(a) 水産資源の効率的な活用に関する共同研究

株式会社ダイニチでは次世代の養殖飼料として、環境負荷の低減、増肉係数の向上、免疫力の強化等に資する原料や添加物の研究開発を行っており、共同研究を進めることができると考えております。

(b) 調味料や機能食品の原料供給

株式会社ダイニチの水産加工工場では加工残渣が生じています。養殖飼料の原料として再利用しておりますが、対象者の調味料や機能食品の原材料として有効活用する可能性について検討を進めることも考えております。

(c) ビジネスマッチング

本ファンドは株式会社ホットバレット、株式会社越後屋など外食企業に投資を行っており、対象者の外食・中食向け調味料の紹介が可能です。また、海外における食品関連企業をご紹介することも可能です。

その後、J - S T A Rは、2023年7月26日に、対象者よりフロンティア・マネジメント株式会社(以下「フロンティア・マネジメント」といいます。)による対象者の株式価値の試算結果、対象者のビジネスの将来見通し、及び過去の類似する取引において付与されたプレミアムの実例等を総合的に勘案の上、2023年4月17日付の対象者取締役会決議により、設置された対象者の特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)の意見も踏まえて、再考して欲しい旨の回答を受領したため、本公開買付価格の再検討を行い、同年7月27日に本公開買付価格1,110円は投資委員会にて十分に議論を重ねた結果、提示した金額であるため価格の引き上げの余地は小さい旨の回答をフロンティア・マネジメント経由で対象者へ行いました。その後、J - S T A Rは、同日、対象者より、フロンティア・マネジメントの株式価値の試算結果、対象者のビジネスの将来見通し及び過去の類似する取引において付与されたプレミアム、買付価格を前提として算出したPBR等を総合的に勘案の上、本公開買付価格1,180円で再考してほしい旨の回答を受けたため、本公開買付価格の再検討を行い、同年7月28日に本公開買付価格を1,137円とする旨の再提案を行いました。その後、J - S T A Rは、同年8月1日に、本特別委員会として、フロンティア・マネジメントの株式価値の試算結果、対象者のビジネスの将来見通し及び過去の類似する取引において付与されたプレミアム、買付価格を前提として算出したPBR等を総合的に勘案の上、本公開買付価格1,154円で再考して欲しい旨の回答を受けたため、本公開買付価格の再検討を行いました。本公開買付価格1,137円は、対象者の原材料価格や燃料動力費等の原価上昇による大変厳しい財務実績等を踏まえた上で最新の値上交渉や新規営業などの状況等を可能な限り反映した最大限の価格であることを理由として、前回と同様1,137円で改めて検討して欲しい旨、本特別委員会へフロンティア・マネジメント経由で再度提案いたしました。これに対して、同年8月2日、J - S T A Rは、フロンティア・マネジメントより、本特別委員会において協議を行った結果、フロンティア・マネジメントの株式価値の試算結果、対象者ビジネスの将来見通し及び過去の類似する取引において付与されたプレミアム、買付価格を前提として算出したPBR等を総合的に勘案の上、本公開買付価格を1,137円で応諾する旨の連絡を受領いたしました。

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

対象者プレスリリースによれば、対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由は以下のとおりです。

( ) 対象者における意思決定の過程及び理由

対象者は、2023年3月下旬、上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、対象者が今後も成長し、中長期的に企業価値を高めていくためには、対象者の企業価値向上のための取り組みに対して付加価値を提供し、対象者の中長期的な成長を促進してくれることが期待できる戦略的パートナーの下、対象者株式を非公開化し、株式市場からの短期的な業績期待に左右されない状況下で、十分な事業投資を行い、かつ大胆な経営改革を行うことが経営上の合理的な選択肢であるという考えに至り、戦略的パートナーの探索を開始することにしたとのことです。

具体的には、2023年4月上旬より、対象者は戦略パートナーと成り得る事業会社や投資ファンドとの間で非公開化を含む対象者の成長戦略の可能性について議論を開始したとのことです。また、戦略的なパートナーの探索に際して、2023年3月下旬に森・濱田松本法律事務所を本取引に関するリーガル・アドバイザーに、同年5月上旬にフロンティア・マネジメントを本取引に関するファイナンシャル・アドバイザーに、それぞれ選任したとのことです。



また、下記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本公開買付けはいわゆるマネジメント・バイアウトや支配株主との取引等には該当しないものの、本取引が対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としており対象者の一般株主に大きな影響を与えること等を踏まえて、対象者は、本取引に係る手続の公正性を担保することにより、本取引に係る取引条件の公正性を確保する観点から、2023年4月17日付の取締役会決議により、本特別委員会を設置し、(a)本取引を実施することの是非(本取引が公開買付けにより行われる場合には、当該公開買付けについて対象者取締役会が賛同すべきか否か、及び、対象者株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すべきか否か)を検討し、対象者取締役会に勧告を行うこと、なお、(a)の検討に際しては、 対象者の企業価値の向上に資するか否かの観点から、本取引の是非について検討・判断するとともに、 対象者の一般株主の利益を図る観点から、取引条件の妥当性及び手続の公正性について検討・判断するものとする、及び、(b)対象者取締役会における本取引についての決定が、対象者の少数株主にとって不利益なものでないかについて検討し、対象者取締役会に意見を述べること(以下「本委嘱事項」といいます。)を委嘱したとのことです(本特別委員会の構成、本特別委員会に付与した権限その他本特別委員会の活動内容等については、下記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)

その後、対象者は、対象者による戦略的パートナーとして3社の投資ファンド及び1社の事業会社に対して本取引に関する提案の打診を行い、当該打診に応じて本取引に関心を示した投資ファンド2社を対象として、第一入札プロセスを実施し、2023年6月下旬に、当該2社から本取引に関する意向表明書を受領したとのことです。対象者は、受領した意向表明書の内容について、株式価値評価額、資金調達の確実性、本取引実施後の経営方針及びその支援施策等の観点から慎重に検討を行い、本特別委員会の承認を受けた上で、第二次入札プロセスに進む候補者としてJ-S T A Rを選定し、当該候補者に対して詳細なデュー・ディリジェンスの機会を与え、法的拘束力のある最終意向表明書を提出することを求めることとしたとのことです。

J-S T A Rによる対象者へのデュー・ディリジェンスを経て、2023年7月下旬に対象者はJ-S T A Rから第二次意向表明書を受領したとのことです。本特別委員会は、株式価値評価額、本取引実施後の経営方針及びその他支援施策等の観点から総合的に検討した結果、株式価値127億円、本公開買付価格1株当たり1,110円という提案を含むJ-S T A Rの提案を検討することが最善であるとの結論に至ったとのことです。なお、デュー・ディリジェンスを経て提出されたJ-S T A Rの上記提案は第一次入札時の対象者からの価格引き上げ要請を踏まえた想定レンジの下限株式価値140億円(公開買付価格1株当たり1,231円)を下回っておりますが、本特別委員会は、J-S T A Rから、その理由として、上記「 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載されている内容の説明を受け、対象者の最新(2024年3月期第1四半期)の業績を踏まえて対象者の事業環境を勘案すれば、かかる説明も一定の合理性があると判断したとのことです。

その上で、対象者は、2023年7月26日付でJ - S T A Rに対し、フロンティア・マネジメントによる対象者の株式価値の試算結果、対象者のビジネスの将来見通し、及び過去の類似する取引において付与されたプレミアムの実例等を総合的に勘案の上、本特別委員会の意見も踏まえて、本公開買付価格について再考することを書面で申し入れたとのことです。その後、同年7月27日にJ - S T A Rより、本公開買付価格1,110円は投資委員会にて十分に議論を重ねた結果、提示した金額であるため価格の引き上げの余地は小さい旨の連絡をフロンティア・マネジメント経由で受領したとのことです。J - S T A Rからの連絡を受けて、本特別委員会において協議を行い、フロンティア・マネジメントの株式価値の試算結果、対象者のビジネスの将来見通し及び過去の類似する取引において付与されたプレミアム、買付価格を前提として算出したPBR等を総合的に勘案の上、同日、本特別委員会として、本公開買付価格1,180円での再考を申し入れ、翌7月28日、J - S T A Rより、本公開買付価格を1,137円とする旨の再提案を受領したとのことです。当該J - S T A Rからの連絡を受けて、対象者は、同年8月1日に、本特別委員会において協議を行い、フロンティア・マネジメントの株式価値の試算結果、対象者のビジネスの将来見通し及び過去の類似する取引において付与されたプレミアム、買付価格を前提として算出したPBR等を総合的に勘案の上、本特別委員会として、本公開買付価格1,154円での再考を申し入れたとのことです。これに対して、同年8月1日、J - S T A Rより、本公開買付価格を1,137円から引き上げることは困難である旨の回答を受領したとのことです。対象者は、当該J - S T A Rからの回答を受けて、本特別委員会において協議を行い、フロンティア・マネジメントの株式価値の試算結果、対象者ビジネスの将来見通し及び過去の類似する取引において付与されたプレミアム、買付価格を前提として算出したPBR等を総合的に勘案の上、同年8月2日、本公開買付価格を1,137円で応諾する旨をJ - S T A Rに伝達したとのことです。

( ) 判断の内容

以上の経緯のもと、対象者は、フロンティア・マネジメントより取得した2023年8月3日付株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)及び森・濱田松本法律事務所から得た法的助言を踏まえつつ、本特別委員会における検討及び本特別委員会から提出を受けた2023年8月3日付答申書(以下「本答申書」といいます。)の内容を最大限尊重しながら、本取引に関する諸条件について企業価値向上の観点から慎重に検討を行ったとのことです。

その結果、対象者は、公開買付者とともに本取引を実施することにより、株式市場からの短期的な業績期待に左右されない状況下で、十分な事業投資を行い、かつ大胆な経営改革を行うことが可能になると考えたことに加え、以下の観点から、本取引は企業価値向上に資すると判断したとのことです。

(ア) J - S T A Rが保有する経営資源を活用した海外展開の加速

現在、対象者が主戦場としている国内市場は、今後も国内人口減少に伴い、市場規模が縮小していくことが想定されており、対象者の中長期的な企業価値向上には海外売上高の増加が必要不可欠であると考えているとのことです。対象者の経営資源に限りがある中、J - S T A Rが運営するファンドの投資家であるアジア・欧米・中東圏など多くの海外投資家と構築している幅広いネットワークやJ - S T A Rの投資先が海外における原料調達や拠点展開を進める中で獲得してきた海外マーケットに関する知見といった経営資源を有効活用することで、対象者の課題である海外展開を加速することができると考えているとのことです。

(イ) 業界再編(M & A)によるスケールメリットの享受

天然調味料や機能性素材を開発、製造、販売する同業他社は国内に複数存在しており、特に国内市場においては国内人口減少に伴う市場規模縮小という同様の課題を抱えていると想定されるとのことです。J - S T A Rの知見を活用しながら、同業他社との資本業務提携等を加速し、開発、製造、販売などの分野でスケールメリットを享受可能な体制を構築できると考えているとのことです。

#### (ウ) J - S T A R投資先企業とのシナジー追求

J - S T A Rは、株式会社ダイニチ、株式会社小島水産、株式会社食縁フードテックなど複数の水産系企業に投資をしており、これらの企業とは主に原料調達の観点でシナジーが見込めると考えているとのことです。また、J - S T A Rは、株式会社ホットパレット、株式会社越後屋など外食企業に対しても投資を行っており、これらの企業における商品開発において対象者製品を活用すること等によるシナジーが見込めると考えているとのことです。

#### (エ) 経営管理体制の強化

対象者は、上場企業として十分な経営管理を行ってきたと自負しているとのことです。J - S T A Rは多様な企業への投資経験を通じて、経営管理体制に関する豊富な知見を有していると考えているとのことです。その知見を対象者へ導入し、経営管理指標を整備し、DXを活用した生産性向上を加速することで、収益性、生産性の更なる向上が見込めるものと考えているとのことです。

#### (オ) 経営資源の最適配置

近年のコーポレートガバナンス・コードの改訂、資本市場に対する規制の強化等により、金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続開示に要する費用、監査法人への報酬や証券代行費用等、上場を維持するために必要な人的・金銭的成本は増加を続けており、対象者の事業規模・人員規模を踏まえた場合、相当の負担となってきたとのことです。本取引を通じて、対象者株式が非公開化された際には、IR対応に割いていた人的・金銭的リソースを事業戦略の実行へと集中させることができ、企業価値の向上を図ることが可能になると考えているとのことです。

なお、対象者としては、上記を含めたJ - S T A Rとの協業により実行可能となる各施策には多額の先行投資を要するものも含まれているところ、各施策が業績に寄与するまでには相応の時間を要することも見込まれ、施策実行には失敗のリスクも内在するため、一時的には収益及びキャッシュ・フローのマイナスを招く可能性があると考えているとのことです。他方で、上場企業である以上、短期的な業績に対してもコミットメントが求められる中、各施策実行の過程で中長期的な成長を優先する意思決定を行った結果、資本市場から十分な評価が得られず、対象者株式の株価の下落が生じ、既存株主の利益を損なう可能性があると考えているとのことです。そのため、対象者としては、本取引により対象者株式を非公開化した上で、J - S T A Rとの協業を実行していくことが必要であると判断したとのことです。

また、対象者株式の非公開化により、対象者は、資本市場からエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなり、また、上場会社であることに伴う社会的な信用の向上といったこれまで上場会社として享受してきたメリットを喪失することになるとのことです。もっとも、対象者は、対象者の現在の財務状態を踏まえると、当面の間エクイティ・ファイナンスの必要性は高くなく、また、対象者の事業においては、食品安全等に関する規格認証を適切に取得し維持することが信用力の確保として最も重要であり、上場会社であることに伴う社会的な信用力を理由に取引している取引先は僅少だと考えているとのことであり、上場会社であることによるメリットは大きくないことから、今後も継続して対象者株式の上場を維持する必要性は限定的であると考えているとのことです。

以上に加えて、対象者は、本公開買付価格について、下記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されているフロンティア・マネジメントによる本株式価値算定書における対象者株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価平均法による算定結果のレンジの上限を上回るものであり、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)による算定結果のレンジの範囲内のものであり、本公開買付けの公表日の前営業日である2023年8月3日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値823円に対して38.15%、また、2023年7月4日から2023年8月3日までの過去1ヶ月の終値単純平均株価820円(小数点以下を四捨五入していません。以下、終値単純平均株価の計算において同じとします。)に対して38.66%、2023年5月8日から2023年8月5日までの過去3ヶ月の終値単純平均株価823円に対して38.15%、2023年2月6日から2023年8月3日までの過去6ヶ月の終値単純平均株価852円に対して33.45%のプレミアムを加えたものであるところ、経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日以降に公表された、公開買付けを利用して成立した類似事例35件のプレミアム水準の平均値中央値(公表日の前営業日の株価に対して32.99%、公表日の前営業日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して38.29%、公表日の前営業日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して40.57%、公表日の前営業日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して44.71%)と比較しても遜色ない水準のプレミアムが付与された価格であること、下記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られており、対象者の少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られた上で決定された価格であること等を踏まえて総合的に判断すると、本公開買付価格は、妥当なものであり、本公開買付けは対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

なお、本公開買付価格は、対象者の2023年6月30日現在の連結簿価純資産から算出した1株当たり純資産額(1,653円)を31%(小数点以下を四捨五入していません。)下回っているものの、純資産額は会社の清算価値を示すものであり、将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である対象者の企業価値算定において重視することは合理的でないと考えているとのことです。また、同日現在の対象者の連結貸借対照表において総資産に占める流動性の低い資産(商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品、土地建物といった固定資産)の割合が37.9%(小数点以下第二位を四捨五入していません。)と相当程度存在すること、清算に際しては売上債権の早期回収に伴う費用・損失、工場の閉鎖に伴う除去コスト、清算に伴う様々な追加コストが発生すると見込まれること等を考慮すると、仮に対象者が清算する場合にも、連結簿価純資産額が同額で換価されるわけではなく、現実的には対象者の株主の皆様に対して分配することができる金額は連結簿価純資産額から相当程度毀損された金額になることが想定されることから、本公開買付価格が2023年6月30日現在の連結簿価純資産から算出した1株あたり純資産額を下回っていることをもって、本公開買付価格の妥当性を否定する理由にはならないと考えているとのことです。

これらを踏まえ、対象者は、2023年8月4日付の対象者取締役会決議により、対象者の意見として、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決定をしたとのことです。上記の取締役会決議の詳細は、下記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。

なお、対象者は、2007年4月27日開催の対象者取締役会において、本プランを導入し、その後一部変更を加えた上で現時点まで本プランを継続しておりますが、上記のとおり、対象者は、本取引の実施は対象者の企業価値向上に資するものであると判断したことから、2023年8月4日付の対象者取締役会において、本公開買付けに対して本プランを適用せず、対抗措置を発動しないことを決議したとのことです。

#### 本公開買付け後の経営方針

本取引後、公開買付者としては、J - S T A Rが指名する者を対象者の取締役に就任させることを考えていますが、その具体的な人数、時期及び候補者等については現時点で未定であり、さらに公開買付者と対象者の取締役の間では、本公開買付け後の役員就任について何らの合意も行っておりません。なお、本公開買付け実施後の対象者の役員構成を含む経営体制の詳細については、本公開買付けの成立後、対象者と友好的に協議しながら決定していく予定です。また、本公開買付け成立後の対象者グループの従業員については、原則として現在の処遇を維持することを予定しております。

#### (3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在において、対象者は、公開買付者の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当いたしません。また、対象者の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することも予定されておらず、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト取引にも該当いたしません。もっとも、公開買付者及び対象者は、本公開買付け価格を含む本取引の公正性担保につき慎重を期し、対象者の一般株主の皆様の利益を保護する観点から、以下の措置を実施しております。以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。対象者は、本取引が対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としており対象者の一般株主に大きな影響を与えること等を踏まえて、本取引に係る手続の公正性を担保することにより、本取引に係る取引条件の公正性を確保する観点から、森・濱田松本法律事務所の助言を踏まえ、以下の措置を講じているとのことです。

#### 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによりますと、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、対象者及び公開買付者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるフロンティア・マネジメントに対して、対象者の株式価値の算定を依頼し、2023年8月3日付で本株式価値算定書を取得しているとのことです。なお、フロンティア・マネジメントは対象者及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、対象者及び公開買付者との間で重要な利害関係を有していないとのことです。また、本取引に係るフロンティア・マネジメントに対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれているとのことです。対象者は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合であっても対象者に相応の金銭負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系によりフロンティア・マネジメントを対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任したとのことです。

なお、対象者は、対象者及び公開買付者において、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置並びに利益相反を回避するための措置(具体的には「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」乃至「他の買付者からの買付機会を確保するための措置」記載の措置)を実施し、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えていることから、フロンティア・マネジメントから本公開買付けの価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)は取得していないとのことです。

フロンティア・マネジメントは、対象者の株式価値の算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者の経営陣から事業の現状及び将来の見通し等の情報を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、対象者の株式価値の算定を行ったとのことです。フロンティア・マネジメントは、対象者が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して、対象者の株式価値を算定したとのことです。

フロンティア・マネジメントが上記各手法に基づき算定した対象者株式の1株当たりの価値はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価平均法	820円～852円
DCF法	1,009円～1,437円

市場株価平均法においては、評価基準日を本公開買付けの公表日の前営業日である2023年8月3日として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の直近1ヶ月間の終値単純平均株価820円、直近3ヶ月間の終値単純平均株価823円、直近6ヶ月間の終値単純平均株価852円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を820円から852円までと算定しているとのことです。なお、市場株価平均法の採用に際しては、複数の期間における終値単純平均株価を参照することにより短期的な株価変動を平準化し、対象者株式の価値を算定しているとのことです。

DCF法においては、対象者が本取引に際して作成した2024年3月期から2031年3月期までの8期分の連結ベースの事業計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を計算し、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を1,009円から1,437円までと算定しているとのことです。対象者は2022年5月23日付で公表した2023年3月期を初年度とする3ヵ年の中期経営計画(同日付「第63期 通期決算説明会 資料」参照)において、2025年3月期の定量目標を公表していたとのことですが、下記「第5 対象者の状況」の「6 その他」の「(4)「中期経営計画～ビジョン「価値創造の加速」～の見直しに関するお知らせ」にて記載のとおり、当該中期経営計画を見直し、当該定量目標を取り下げる旨を公表しており、また、下記「第5 対象者の状況」の「6 その他」の「(2)「業績予想の修正に関するお知らせ」の公表」にて記載のとおり、2024年3月期第2四半期連結累計期間及び通期の連結業績予想を修正しているとのことです。これらは当該事業計画に織り込まれているとのことです。なお、当該事業計画は、本取引の実行を前提としたものではなく、本取引実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、当該事業計画には加味していないとのことです。当該事業計画には、前年度比で大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2025年度3月期には、一部製品の売上増加や原材料高やエネルギー価格高騰が一服することによる変動費減少を主因に営業利益が前事業年度比170百万円、EBITDAが前事業年度比219百万円増加すること、これらの要因に加え、前事業年度比設備投資金額を抑制したことを要因にフリー・キャッシュ・フローが前事業年度比813百万円増加することが見込まれているとのことです。2026年3月期には、注力素材への設備投資や研究開発センターへの設備投資に伴いフリー・キャッシュ・フローが前事業年度比3,858百万円減少することが見込まれているとのことです。2027年3月期には、一部製品において、大型受注を想定していることに伴う売上増加を主因に営業利益が前事業年度比308百万円、EBITDAが前事業年度比412百万円、これらの要因に加え、前事業年度比設備投資金額を抑制したことを要因にフリー・キャッシュ・フローが4,363百万円増加することを見込んでいるとのことです。

なお、下記「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会は、当該事業計画の内容及び作成経緯等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うことを通じて、当該事業計画の合理性について確認をしており、当該事業計画における2024年3月期の数値が上記業績下方修正後の数値となっていることや2025年3月期の数値が2022年5月23日付で公表した中期経営計画における2025年3月期の計画値と乖離していることのみをもって当該事業計画の合理性が否定されるものではないと判断しているとのことです。

#### 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによりますと、対象者は、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、対象者及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、本公開買付け及びその後の一連の手続に対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けているとのこと。なお、森・濱田松本法律事務所は、対象者及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有していないとのこと。また、森・濱田松本法律事務所の報酬体系は、本公開買付けの成立如何によって成功報酬が発生する体系とはなっていないとのこと。

対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得  
対象者プレスリリースによりますと、以下とのこと。

#### ( ) 設置等の経緯

本公開買付けはいわゆるマネジメント・バイアウトや支配株主との取引等には該当しないものの、本取引が対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としており対象者の一般株主に大きな影響を与えること等を踏まえて、森・濱田松本法律事務所の助言も踏まえて、対象者は、本取引に係る手続の公正性を担保することにより、本取引に係る取引条件の公正性を確保する観点から、2023年4月17日付の取締役会決議により、東京証券取引所に独立役員として届け出ている対象者の社外取締役である森憲司氏(対象者社外取締役)、同日時点で2023年6月開催の対象者の定時株主総会で社外取締役として選任する議案を上程すること及び選任された場合には独立役員として届け出ることを検討していた長沢芳裕氏(対象者社外取締役)並びに弁護士として同種の取引について高度な見識を有する後藤高志氏(弁護士)の3名から構成される、対象者及び公開買付者のいずれからも独立した本特別委員会を設置したとのこと。なお、本特別委員会の委員は、いずれも公開買付者及び本取引との間に特段の利害関係を有していないとのこと。本特別委員会の委員の報酬については、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、成功報酬は採用していないとのこと。また、対象者は、本特別委員会の委員として設置当初からこの3名を選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はないとのこと。

その上で、対象者取締役会は、上記「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本特別委員会に対し、本委嘱事項を委嘱したとのこと。また、対象者取締役会は、本特別委員会設置の決議に際して、(a)対象者取締役会は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に関する意思決定を行うこと、及び、(b)本特別委員会が本取引の取引条件が妥当でないと判断した場合には、対象者取締役会は当該取引条件による本取引の承認をしないことを決議するとともに、本特別委員会に対し、(a)本取引の相手方との間で取引条件等についての交渉(対象者役職員やアドバイザーを通じた間接的な交渉を含みます。)を行うこと、(b)本委嘱事項について検討するにあたり、必要に応じ、自らの財務のアドバイザー若しくは第三者算定機関及び法務のアドバイザー(以下「アドバイザー等」と総称していいます。)を選任又は指名すること(この場合の費用は対象者が負担すること。)、又は対象者のアドバイザー等を指名し、若しくは承認(事後承認を含みます。)すること(なお、本特別委員会は、対象者のアドバイザー等を信頼して専門的助言を求めることができると判断した場合には、対象者のアドバイザー等に対して専門的助言を求めることができること。)、(c)本特別委員会が必要と認める者に本特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めること、(d)対象者グループ(対象者及び対象者の子会社を総称していいます。)の役職員から本取引に関する検討及び判断に合理的に必要な情報を受領すること、並びに、(e)その他本取引に関する検討及び判断に際して必要と本特別委員会が認める事項について権限を付与することを決議しているとのこと。

## ( ) 検討の経緯

本特別委員会は、2023年4月19日から2023年8月3日までの間に合計10回にわたって開催され、本特別委員会の各開催日間においても電子メール等を通じて審議・意思決定等を行う等して、本委嘱事項に関して、慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

具体的には、まず、2023年4月19日開催の第1回特別委員会にて、リーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所につき、また2023年6月22日開催の第2回特別委員会にて、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるフロンティア・マネジメントにつき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことから、それぞれ、リーガル・アドバイザー、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として承認し、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認したとのことです。

さらに、本特別委員会は、対象者が社内に構築した本取引の検討体制(本取引に係る検討、交渉及び判断に關与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。)に、独立性及び公正性の観点から問題がないことを確認しているとのことです。

その上で、本特別委員会は、(a)対象者から、対象者の事業環境、対象者の経営状況・課題、本取引の背景・目的・経緯・影響、本取引のストラクチャー等について説明を受けるとともに、(b)J S T A Rに対する書面による質問等を通じて、J S T A Rから、本取引によって創出されるシナジー効果を含む本取引の意義・目的、本取引後の対象者の企業価値向上施策を含む事業運営方針、本取引のストラクチャー、本公開買付価格を含む取引条件の考え方、資金調達の方法等について説明を受けたとのことです。

また、本特別委員会は、対象者及びフロンティア・マネジメントから、同社が対象者の株式価値の算定に際して使用した事業計画の内容及び作成経緯のほか、本株式価値算定書の内容及び算定手法・前提等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。

そのほか、本特別委員会は、本特別委員会を都度開催し、対象者、フロンティア・マネジメント及び森・濱田松本法律事務所から、候補者の選定プロセスの内容及び本取引に係る公開買付者との間の協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、最終的な本取引の取引条件の提案を受けるに至るまで、複数回に亘り対象者及びフロンティア・マネジメントとの間で交渉方針等について協議し、これを指示する等して、公開買付者との協議・交渉に直接的又は間接的に関与しているとのことです。

## ( ) 判断内容

以上の経緯で、本特別委員会は2023年8月3日に、対象者取締役会に対し、本委嘱事項につき大要以下を内容とする本答申書を提出しているとのことです。

(ア) 本取引は対象者の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的は合理的である。

- ・対象者は、1959年3月に設立され、調味料、機能性食品、水産物その他の食品等の製造・販売事業を営む会社であり、主に国内外から調達する天然由来の水産系原材料を活用した調味料及び機能性食品の原料素材や加工品を主たる収益源とし、売上高の大半(90%超)を国内販売に依存する中堅メーカーである。なお、水産物セグメントは主力セグメントと比較して相対的に利益率が低い状況となっている。
- ・過去数事業年度における対象者の収益実績を見ると、売上・利益ともに下降傾向が継続しており、直近の2023年3月期においても、調味料セグメントにおいて販売価格の改定効果等により売上高が前期比微増となったものの、主力事業である調味料・機能性食品における継続的な原材料やエネルギー価格等の高騰等が主たる悪化要因となり、セグメント利益は前期比でいずれも減少した(調味料セグメントは前期比12.6%減、機能性食品セグメントは前期比30.5%減)。
- ・以上の結果、2023年3月期の連結売上高は微増となったものの、営業利益は前期比45.0%減と大きく減少している。対象者は2022年5月に「価値創造の加速」をビジョンとした2025年3月までの3カ年中期経営計画を策定・公表しているが、計画初年度より未達となり、外部環境の急激な変化等に起因する業績悪化に伴って当該中期経営計画の見直しに迫られる状況となっている。



- ・対象者は、現在の対象者を取り巻く事業環境及び経営課題について、売上高の大半を国内市場へ依存する一方で国内の人口減少や少子高齢化に伴い国内市場規模の縮小傾向が継続すると見込まれるため、新たな市場開拓を要する、主力事業は主に天然由来の水産系原材料を活用しているところ、気候変動による天然素材の個体数の減少や魚体の縮小に起因する漁獲高の減少に伴って原料の調達懸念が生じているため、調達先の多様化により当該懸念の極小化を要する、主力製品の最終的な利用先は短期に嗜好が変化しうる消費者向け食品であるところ、消費者向け製品の多様化や差別化がより一層促進されていることから、消費者ニーズの多様化に対応可能な体制(研究開発センターや工場投資、中食・外食向けの商品開発及びマーケティングの強化等を含む。)の構築を要する、国外ではASEANをはじめとするアジア諸国の経済が引き続き拡大していくことが予想され、日本食の拡大と健康志向の高まりをみせており、上記のとおり国内市場の規模の縮小が見込まれている状況においては、アジア諸国の旺盛な需要の取り込みを要する、と認識している。
- ・対象者は上記課題に対して、安心・安全の向上、国内事業(調味料、機能性)の強化、海外展開の加速及び新たな事業分野の創出の4つを基本戦略に据え、それぞれについて中長期的な経営戦略を立案し、原材料費や輸送費用の高騰によるコスト増を価格転嫁するための値上、原材料費やエネルギー価格の高騰に対応するための原料調達先の多様化・生産ロットの最大化・工場への太陽光発電設備の設置、販管費上昇に対応するための物流経費の削減等に取り組んできた。
- ・しかるに現時点においても、気候変動等のコントロールが困難な外的要因により調達価格、調達可否や原材料品質等が左右される天然由来の水産系原材料に依存していること、商社や水産資源の一次加工業者経由の間接的な仕入ルートに依存していること、仕入の3分の1程度を為替変動や世界的なインフレ(特にアジア諸国におけるインフレ)等の影響を受ける輸入に依存していること等の原材料仕入に関する構造的な問題を解決するには至っていない。また、外的要因に起因する原材料費、エネルギー価格及び物流費の高騰をカバーする目論みであった価格改定についても、2022年後半から複数回に渡って値上げを実施してきたことから顧客の理解が得られず、足許の値上げ交渉が想定とおりに進捗しない状況となっている。
- ・このため対象者は、このような現状を打破し、中長期的な企業価値向上を実現するためには、更なる大胆な経営改革が必要であると認識している。具体的には、対象者事業の強化に必要な設備投資をより迅速に行うことや、市場拡大が想定される中食・外食向けの商品開発体制の構築及び商品開発の加速、旺盛な需要が期待できる海外展開の加速、事業運営上重要である天然由来の水産系原材料の仕入れ体制を強化する観点での垂直統合、対象者の企業価値向上に資する企業との提携等が必要と認識している。
- ・以上の認識内容は、従前からの対象者認識と軌を一にするものであり、本特別委員会が行ったJ - S T A Rに対する書面質問への回答及び質疑応答によれば、当該認識内容について、対象者とJ - S T A Rの間に認識の齟齬もない。
- ・J - S T A Rが本取引後に実行を要するとして提案する施策内容、具体的には( ) J - S T A Rが保有する経営資源を活用した海外展開の加速、( )業界再編(M&A)によるスケールメリットの享受、( ) J - S T A R投資先企業とのシナジー追求、( )経営管理体制の強化及び( )経営資源の最適配置は、上述した対象者を取り巻く事業環境、経営課題及び基本戦略・中長期的な経営戦略・施策と整合的であり、J - S T A Rの投資実績等を踏まえると、その実現可能性を否定するに足る事情もないから、中長期的な視点から、従前より対象者が計画している施策に加えて、J - S T A Rが提案する各施策を抜本的かつ機動的に実行することが対象者の企業価値の向上に資するものであるとの対象者の判断内容は、合理的なものとして首肯し得るところである。
- ・他方で、当該施策を現状の資本関係で行うことには、従前より対象者が計画している施策に加えて、J - S T A Rとの協業により実行可能となる上記の各施策の実行には多額の先行投資を要するものも含まれていること、当該施策が業績に寄与するまでには相応の時間を要することも見込まれること、海外進出、新製品の開発・上市やM&A等の施策実行には失敗のリスクも内在すること等により、一時的には収益及びキャッシュ・フローのマイナスを招く可能性があること、上場企業である以上、短期的な業績に対してもコミットメントが求められる中、上記各施策実行の過程で中長期な成長を優先する意思決定を行った結果、資本市場から十分な評価が得られず、対象者株式の株価の下落が生じ、既存株主の利益を損なう可能性もあることといった懸念も存する。

- ・以上のことからすれば、対象者を取り巻く外部環境及び内部環境を踏まえると、J - S T A Rの提案する施策を積極的かつ機動的に実行することが対象者の経営課題の克服に繋がり、もって対象者の中長期的な企業価値向上に資するものであり、かつ、本取引は、対象者の株主に発生する可能性のある悪影響を回避しつつ対象者の中長期的な企業価値向上を実現する手段として優れていることから、本取引にメリットがあるとの対象者の判断は合理的なものとして首肯しうる。
- ・他方で、本取引のデメリットについても具体的な検討がなされており、その検討内容に特段不合理な点は認められない。その検討結果によれば、少なくとも上記のメリットを明らかに上回るデメリットが本取引によって生じるとは認められない。また、対象者の企業価値向上の観点において、本取引に優る有効な代替手段が存在すると認めるに足る事情は見当たらない。
- ・以上のことから、本取引は対象者の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的は合理的であると思料する。

(イ) 本公開買付けを含む本取引に係る手続の公正性が確保されている。

- ・本取引は投資ファンドであるJ - S T A Rによる買収であるため、いわゆる構造的利益相反取引には該当しない。にもかかわらず本取引では、本特別委員会の設置(本特別委員会の実効性を高める実務上の工夫の実施を含む。)、独立した外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザー)の早期登用並びに専門的助言及び本株式価値算定書の取得、一定の競争原理が働く入札手続を通じた積極的なマーケット・チェックの実施、本取引公表後における買収提案の機会の確保、マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)条件の設定、本取引の検討・交渉・決議における利害関係者の排除、少数株主への情報提供の充実を通じたプロセスの透明性の向上、強圧性の排除といった各種の公正性担保措置が履践されている。
- ・本取引の具体的状況に照らすと、当該公正性担保措置の内容は、( )取引条件の形成過程における独立当事者間取引と同視し得る状況の確保及び( )少数株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会の確保といういずれの視点からしても、必要十分な内容・組合せであり、かつ、現実にも実効性をもって運用されたと思料する。
- ・以上の次第であるから、本取引においては、公正な手続を通じて対象者の少数株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる。

(ウ) 本取引の条件の妥当性は確保されている。

- ・本取引は構造的利益相反取引ではなく、対象者から独立した投資ファンドによる買収取引であるから、買収者と対象者間で馴れ合いの条件交渉が行われる構造的な懸念はない。このため、対象者と公開買付者の関係はいわゆる独立当事者であり、本取引は基本的には独立当事者間取引に近似する取引と評価する余地がある。
- ・また、既述のとおり本件では競争入札が実施されているため、一定の競争原理が働く入札手続が行われており、J - S T A Rの提案価格は合理的に実現可能な最善の条件であることが一定程度推認される。
- ・以上に加えて、( )上記(イ)で述べたとおり、本取引の条件が形成される過程において本特別委員会の設置及び関与を含む公正性担保措置の履践を通じて独立当事者間取引と同視し得る状況が確保されており、現に当事者間で真摯な交渉を経て合意されたこと、( )本株式価値算定書は、我が国において多数の実績を有する大手事業者であって、公開買付関連当事者及び対象者から独立した第三者算定機関により作成されており、かつ、算定基礎となる財務予測や前提条件(フリー・キャッシュ・フローの算定、割引率、継続価値、事業価値に加減算する非事業用資産及び有利子負債を含む。)等に不合理な点(算定基礎となる財務予測を恣意的に悲観的な収益予測としたことを窺わせる事情を含む。)は見受けられず、その算定方法及び算定結果は合理的なものと思われるところ、本取引における対価は、市場株価平均法レンジの上限値を超え、かつ、DCF方式のレンジに収まること、( )同種案件と比較して遜色ないプレミアム水準であることを総合的に考慮すれば、対象者の少数株主は、本取引において対価の交付を受けることにより、「本取引を行わなくても実現可能な価値」のみならず「想定される本取引による企業価値増加効果」も相当程度享受することを推認させる。

- ・なお、本取引における対価は対象者の2023年6月30日現在の連結簿価純資産から算出した1株当たり純資産額を下回っている。もっとも、修正純資産法は、将来の収益性やキャッシュ・フローを加味しないことから、継続企業の株式価値算定には馴染まない手法であるとの判断に不合理な点は認められない。また、仮に対象者が清算する場合にも、簿価純資産額がそのまま換価されるわけではない。対象者の具体的な状況を見ても、連結貸借対照表において総資産に占める流動性の低い資産(商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品、土地建物といった固定資産)の割合が約37.9%と相当程度存在すること、清算に際しては売上債権の早期回収に伴う費用・損失、工場の閉鎖に伴う除去コスト、清算に伴う様々な追加コストが発生すると見込まれること等を考慮すると、仮に対象者が清算する場合にも、連結簿価純資産額が同額で換価されるわけではなく、現実的には対象者株主に分配することができる金額は連結簿価純資産額から相当程度毀損された金額になることが想定される。以上の諸点を踏まえると、本公開買付価格が1株当たり純資産額(2023年6月30日現在)を下回っていることをもって、本公開買付価格の妥当性を否定する理由にはならないとの判断に不合理な点は認められない。
  - ・また、スキームその他の取引条件についても、本取引の方法及び対価は、対象者の少数株主にとって不利益ではないため、公正性・妥当性が認められる。
  - ・以上の次第であるから、本取引の条件には公正性・妥当性が確保されている。
- (エ) 対象者取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは相当であるため、当該決議を行うことを勧告する。
- ・委嘱事項(エ)は、本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非を問うものである。
  - ・本特別委員会としては、この委嘱事項(エ)についても、委嘱事項(ア)から(ウ)において検討を要請されている事項が、委嘱事項(エ)を検討する際の考慮要素になるものとする。
  - ・そして、本特別委員会の審議の結果、委嘱事項(ア)から(ウ)について、いずれも問題があるとは考えられないことは、本答申書で詳細に述べてきたとおりである。
  - ・以上から、本取引は対象者の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的は合理的であるから、対象者の取締役会が賛同の意見を表明すること、及び、本公開買付価格を含む本取引の条件は公正な手続を経て形成された妥当な内容であって本公開買付けは対象者株主に合理的な株式の売却機会を提供するものであるから、対象者の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行うことは、いずれも相当であるため、当該決議を行うことを勧告する。
- (オ) 本取引に関する決定(本公開買付けに関する意見表明の決定を含む。)は対象者の少数株主にとって不利益なものではない。
- ・委嘱事項(オ)は、本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考えられるかを問うものである。
  - ・もっとも、本特別委員会としては、委嘱事項(ア)から(エ)において検討を要請されている事項が、委嘱事項(オ)を検討する際の考慮要素になるものとする。
  - ・そして、本特別委員会の審議の結果、委嘱事項(ア)から(エ)について、いずれも問題があるとは考えられないことは、本答申書で詳細に述べてきたとおりである。
- 以上から、本特別委員会は、本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではないと料する。

#### 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認

対象者プレスリリースによりますと、対象者は、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるフロンティア・マネジメントの本株式価値算定書の内容及び森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言を参照し、対象者及び公開買付者との間で実施した複数回に亘る協議の内容その他の関連資料を踏まえ、本特別委員会から取得した本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引に関する諸条件について慎重に審議及び検討を行った結果、対象者は、上記「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2023年8月4日に、対象者の取締役8名のうち、審議及び決議に参加した対象者の取締役7名の全員一致で、対象者の意見として、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのこと。

なお、対象者の取締役8名のうち、代表取締役である山田潤氏(以下「山田氏」といいます。)については、2023年6月15日付で対象者の株主である株式会社ナナホシマネジメントから、対象者が2019年9月11日付で公表したプレスリリース「当社製品の一部における不適切な食品表示についてのお詫びと今後の対応について」に記載の不適切な食品表示に関し、山田氏及び当時の担当取締役(現時点では退任済み)に対して対象者に生じた損害の賠償を求める訴訟を提起するよう請求する提訴請求書を受領したところ、本取引が完了して対象者の株主が公開買付者のみとなった場合には、対象者の現在の株主は株主代表訴訟の原告適格を失うことになるため、本取引の実施について一定の利害関係を有していると評価される可能性も完全には否定できないことから、本取引の意思決定における公正性の確保について慎重を期すため、2023年6月19日以降、本取引に関する当該取締役会の審議及び決議には参加していないとのことです。

#### マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)を上回る買付予定数の下限の設定

公開買付者は対象者を非公開化とすることを目的としているため、本公開買付けにおいて買付予定数の下限を7,628,600株(所有割合:66.67%)と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(7,628,600株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。なお、買付予定数の下限(7,628,600株)は、対象者第1四半期決算短信に記載された2023年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(11,450,398株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(7,615株)を控除した株式数(11,442,783株)に係る議決権の数(114,428個、1単元(100株)未満に係る数を切り上げます。)に、株式併合を承認するための株主総会の特別決議に必要となる議決権割合に相当する3分の2を乗じた数(76,286個、小数点以下を切り上げています。)に、対象者の単元株式数である100株を乗じた株式数としております。また、当該株式数は、公開買付者と重要な利害関係を有さない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の数の過半数(注1)、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」を充足する株式数となります。これにより、公開買付者と利害関係を有さない対象者の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、対象者の少数株主の皆様の意思を重視して、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしております。

(注1) 対象者第1四半期決算短信に記載された2023年6月30日現在の発行済株式総数(11,450,398株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(7,615株)を控除した株式数(11,442,783株)の過半数は5,721,392株となります。買付予定数の下限は7,628,600株であり、5,721,392株を上回ります。

#### 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

上記「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び「 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、戦略的パートナーの探索のため入札プロセスを実施し、一定の競争環境の中で、複数の候補者の中から、J-S T A Rによる提案が最善の内容であると判断し、J-S T A Rを戦略的パートナーとして選定しております。また、公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)を、法令に定められた最短期間である20営業日より長い30営業日に設定することにより、対象者の少数株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な検討期間を提供しつつ、対象者株式について、他の公開買付者以外の者による対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。

さらに、公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておりません。

従って、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は十分に確保されております。

#### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を公開買付者の完全子会社とするための本取引の一環として、本公開買付けを実施いたします。また、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後に、以下の方法により、本スクイーズアウト手続を行うことを予定しております。

### 株式売渡請求

公開買付者は、本公開買付けの成立により、公開買付者の所有する対象者株式に係る議決権の数の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。以下、本(4)において同じです。)の全員に対し、その所有する対象者株式の全てを売り渡すことを請求(以下「株式売渡請求」といいます。)する予定です。株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を対象者の株主に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対して株式売渡請求の承認を求めます。対象者がその取締役会の決議により株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、対象者の株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、株式売渡請求において定めた取得日をもって、対象者の株主全員から、その所有する対象者株式の全てを取得します。そして、当該各株主の所有していた対象者株式1株当たりの対価として、公開買付者は、当該各株主に対し、本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定です。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者から株式売渡請求をしようとする旨及び会社法第179条の2第1項各号の事項について通知を受けた場合には、対象者取締役会において、上記株式売渡請求を承認する予定とのことです。

株式売渡請求がなされた場合、株式売渡請求に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法の規定として、会社法第179条の8その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主は、裁判所に対して、その所有する対象者株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、当該申立てがなされた場合の売買価格は、最終的に裁判所が判断することになります。

### 株式併合

本公開買付けの成立後、公開買付者の所有する対象者株式に係る議決権の数の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、会社法第180条に基づき、株式併合を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を2023年11月中旬を目途に開催することを対象者に要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することになります。株式併合をすることにより、株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主に対して、会社法第235条及び第234条第2項乃至第5項その他の関係法令の定めに従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者のみが対象者株式の全て(対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。

株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした規定として、株式併合がなされた場合であって、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全てを公正な価格で買い取ることが請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められております。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

上記及びの各手続については、関係法令の改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該対象者の株主に交付される金銭の額については、本公開買付け価格に当該対象者の株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様のご賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記各手続における税務上の取り扱いについては、対象者の株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

#### (5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後、公開買付者は、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本スクイーズアウト手続を実施することを予定しておりますので、その場合、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

## 4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

### (1) 【買付け等の期間】

#### 【届出当初の期間】

買付け等の期間	2023年8月7日(月曜日)から2023年9月19日(火曜日)まで(30営業日)
公告日	2023年8月7日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/">https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/</a> )

#### 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

#### 【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

## (2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき、金1,137円
新株予約権証券	-
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券 ( )	-
株券等預託証券 ( )	-
算定の基礎	<p>公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、対象者が公表している財務情報等の資料、J - S T A Rが2023年7月上旬から同年7月下旬まで実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、対象者の事業及び財務の状況を多面的・総合的に分析いたしました。また、公開買付者は、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、本公開買付け実施についての公表日(2023年8月4日)の前営業日である2023年8月3日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値(823円)並びに過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の終値単純平均値(820円、823円及び852円)の推移を参考にいたしました。さらに、過去5年間に行われた公開買付けにおける価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案し、対象者との協議及び交渉を踏まえ、2023年8月4日に本公開買付価格を1,137円と決定いたしました。なお、公開買付者は、上記の要素を総合的に考慮し、かつ、対象者との協議及び交渉を経て本公開買付価格を決定していることから、第三者算定機関からの算定書や意見(フェアネス・オピニオン)は取得しておりません。</p> <p>本公開買付価格1,137円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2023年8月3日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値823円に対して38.15%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値820円に対して38.66%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値823円に対して38.15%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値852円に対して33.45%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本公開買付価格1,137円は、本書提出日の前営業日である2023年8月4日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値842円に対して35.04%のプレミアムを加えた価格となります。</p>
算定の経緯	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>公開買付者は、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、J - S T A Rは、2023年7月上旬から同年7月下旬まで実施したデュー・ディリジェンスの結果を踏まえて、対象者に対し、2023年7月25日、本公開買付価格を1,110円(提出日の前営業日である2023年7月24日の対象者株式の終値(816円)に対して36.03%のプレミアム)とすることを含む最終意向表明書を提出いたしました。</p> <p>J - S T A Rは、同年7月26日に、対象者より、フロンティア・マネジメントによる対象者の株式価値の試算結果、対象者のビジネスの将来見通し、及び過去の類似する取引において付与されたプレミアムの実例等を総合的に勘案の上、本特別委員会の意見も踏まえて、本公開買付価格について再考することについて申入れを受けたため、同年7月27日、本公開買付価格1,110円は投資委員会にて十分に議論を重ねた結果提示した金額であるため、価格の引き上げの余地は小さい旨の連絡いたしました。</p> <p>その後、J - S T A Rは、同日、本特別委員会より、フロンティア・マネジメントの株式価値の試算結果、対象者のビジネスの将来見通し及び過去の類似する取引において付与されたプレミアム、買付価格を前提として算出したPBR等を総合的に勘案の上、本公開買付価格1,180円で再考してほしい旨の回答を受けたため、本公開買付価格の再検討を行い、同年7月28日、本公開買付価格を1,137円とする旨の再提案を行いました。</p> <p>その後、J - S T A Rは、同年8月1日、本特別委員会より、フロンティア・マネジメントの株式価値の試算結果、対象者のビジネスの将来見通し及び過去の類似する取引において付与されたプレミアム、買付価格を前提として算出したPBR等を総合的に勘案の上、本公開買付価格1,154円で再考して欲しい旨の回答を受けたため、本公開買付価格の再検討を行いました。本公開買付価格を1,137円は、対象者の原材料価格や燃料動力費等の原価上昇による大変厳しい財務実績等を踏まえた上で最新の値上交渉や新規営業などの状況等を可能な限り反映した最大限の価格であることを理由として、前回と同様1,137円で改めて検討して欲しい旨、本特別委員会へフロンティア・マネジメント経由で再度提案したところ、本特別委員会よりこれを応諾する旨の伝達を受けたため、本公開買付価格を1,137円とすることを決定いたしました。</p>

## (3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	11,442,783(株)	7,628,600(株)	- (株)
合計	11,442,783(株)	7,628,600(株)	- (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(7,628,600株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(7,628,600株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数である11,442,783株を記載しております。当該最大数は、対象者第1四半期決算短信記載に記載された2023年6月30日現在の発行済株式総数(11,450,398株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(7,615株)を控除した株式数(11,442,783株)です。

## 5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	114,427
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2023年8月7日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2023年8月7日現在)(個)(g)	-
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2023年3月31日現在)(個)(j)	114,256
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 (a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(11,442,783株)に係る議決権の数です。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(2023年3月31日現在)(個)(j)」は、対象者が2023年6月23日に提出した第64期有価証券報告書に記載の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第1四半期決算短信に記載された2023年6月30日現在の発行済株式総数(11,450,398株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数7,615株を控除した株式数(11,442,783株)に係る議決権の数(114,427個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。



## 6 【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

## 7 【応募及び契約の解除の方法】

### (1) 【応募の方法】

公開買付代理人

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店又は国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)

オンライントレード(<https://trade.smbcnikko.co.jp/>)(以下「日興イーजीトレード」といいます。)による応募株主等は、日興イーजीトレードログイン後、画面より「日興イーजीトレード 公開買付け取引規程」を確認のうえ所要事項を入力し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください。なお、日興イーजीトレードによる応募の受付には、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主口座」といいます。)における日興イーजीトレードのご利用申込みが必要です。

応募に際しては、応募株主口座に応募株券等が記録されている必要があります。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を通じた応募の受付は行われません。

公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります(注1)。口座を開設される場合には、本人確認書類の提出及び個人番号(マイナンバー)又は法人番号の告知(注2)を行っていただく必要があります。

外国の居住者である株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人(以下「常任代理人」といいます。)を通じて応募してください。また、本人確認書類(注2)をご提出いただく必要があります。なお、日興イーजीトレードにおいては、外国人株主等からの応募の受付を行いません。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税(注3)の適用対象となります。

公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている株券等(対象者の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている株券等を含みます。)については、当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してからの受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度特別口座から応募株主口座へ振替られた応募株券等については再度特別口座へ記録することはできません。

- (注1) 口座開設に際し、個人株主は原則としてご印鑑が不要です。未成年、成年後見人制度をご利用の個人株主や、法人株主等が口座を開設される場合はご印鑑が必要です。また、既に開設されている応募株主口座のご登録内容の変更をされる場合等には、ご印鑑が必要となる場合があります。

- (注2) 本人確認書類の提出及び個人番号(マイナンバー)又は法人番号の告知について  
公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が新規に口座を開設し常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類及び番号確認書類等が必要になります。有効期限の定めのあるものはその期限内のものを、定めのないもの(通知カードは除く。)は6ヶ月以内に作成されたものをご用意ください。本人確認書類及び番号確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

## &lt;個人&gt;

A. 番号確認書類 (いずれか1点)	個人番号カード(両面)( 1 )	
	通知カード	
	住民票の写し(個人番号あり)( 2 )	
B. 本人確認書類 (写真あり1点又は写真なし2点)	写真あり	運転免許証(運転経歴証明書)( 3 )
		在留カード
		特別永住者証明書
		パスポート( 4 )
		各種福祉手帳
	写真なし	各種健康保険証( 3 )
		公務員共済組合の組合員証( 3 )
		国民年金手帳
		印鑑証明書
		住民票の写し( 2 )

## &lt;法人&gt;

A. 本人確認書類 (いずれか1点)	履歴事項全部証明書
	現在事項全部証明書
B. 番号確認書類 (いずれか1点)	法人番号指定通知書
	法人番号情報( 5 )
C. 口座開設取引担当者(代表者等)個人の本人確認書類 (いずれか1点)	運転免許証( 3 )
	個人番号カード(表)
	各種健康保険証( 3 )
	公務員共済組合の組合員証( 3 )
	パスポート( 6 )

- ( 1 ) 番号確認書類として個人番号カードをご用意いただく場合、別途本人確認書類のご用意は不要です。  
( 2 ) 発行者の印、発行日が記載されているページまで必要となります。  
( 3 ) 裏面に住所が記載されている場合は、裏面まで必要となります。  
( 4 ) 住所、氏名、生年月日の確認ができる各ページが必要となります。なお、2020年2月4日以降発行のパスポートはご住所欄が無いため、ご利用できません。  
( 5 ) 法人番号情報は、国税庁HPの「法人番号公表サイト」より法人番号が表示される画面を印刷してください。  
( 6 ) 2020年2月4日以降発行のパスポートはご住所欄が無いため、別途、現住所が記載されている「本人確認書類1点」又は「納税証明書等の補完書類1点」の写しをご提出いただく必要があります。

## &lt;外国人株主等&gt;

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書(当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限り、)の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

- (注3) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(日本の居住者である個人株主の場合)  
個人株主の方につきましては、株式等の譲渡は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

## (2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)

なお、日興イーリートレードにおいて応募された契約の解除は、日興イーリートレードログイン後、画面に記載される方法に従い、公開買付期間の末日の15時30分までに解除手続を行ってください。

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(その他のS M B C 日興証券株式会社国内各営業店)

## (3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

## (4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

## 8 【買付け等に要する資金】

## (1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	13,010,444,271
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(円)(b)	150,000,000
その他(円)(c)	5,000,000
合計(円)(a) + (b) + (c)	13,165,447,271

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(11,442,783株)に、1株当たりの本公開買付価格(1,137円)を乗じた金額です。

(注2) 「買付手数料(円)(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(円)(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

## (2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

## 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
-	-
計(a)	-

## 【届出日前の借入金】

## イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
	計			-

## ロ 【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
	-	-	-	-
	-	-	-	-
	計			-

## 【届出日以後に借入を予定している資金】

## イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	銀行	株式会社静岡銀行 (静岡県静岡市葵区呉服町一丁目10番地)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注) (1) タームローン 期間：本公開買付の決済開始日の前々営業日から1年を想定(一括返済) 金利：株式会社静岡銀行が公表する短期プライムレートを基準に決定 担保：対象者株式等	10,000,000
	計(b)			10,000,000

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社静岡銀行から10,000,000千円を上限として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2023年8月4日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。また、上記金額には、対象者グループの既存借入金の返済資金が含まれております。

## □ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計(c)			-

## 【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
J-STAR No.5-A, LPによる普通株式の引受け(注1)	1,152,508
J-STAR No.5-B, LPによる普通株式の引受け(注2)	709,441
J-STAR No.5-C, LPによる普通株式の引受け(注3)	794,195
J-STAR No.5-D, LPによる普通株式の引受け(注4)	320,679
J-STAR No.5-E, LPによる普通株式の引受け(注5)	723,164
計(d)	3,699,990

(注1) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、J-STAR No.5-A, LPから、1,152,508千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2023年8月4日付で取得しております。なお、J-STAR No.5-A, LPは、J-STARがジェネラル・パートナーとして運営・管理する、ケイマン諸島法に基づき設立されたエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップです。J-STAR No.5-A, LPは、無限責任組合員であるJ-STAR株式会社のほか、銀行、投資事業有限責任組合、その他金融機関を有限責任組合員としております。J-STAR No.5-A, LPの有限責任組合員は、それぞれ一定額を上限額(以下「出資約束金額」といいます。)としてJ-STAR No.5-A, LPに金銭出資を行うことを約束しており、J-STAR No.5-A, LPの無限責任組合員から出資請求通知を受けた場合には、各有限責任組合員は、各自の出資約束金額から既にその有限責任組合員が出資した金額を控除した額の範囲内で、必要となる金額を各組合員の出資約束金額に応じて按分した額を金銭出資する義務を負っております。また、一部の有限責任組合員が出資義務を履行しない場合であっても、他の有限責任組合員はその出資義務を免れるものではなく、J-STAR No.5-A, LPが公開買付者への出資の金額に相当する資金を拠出できるよう、一定の範囲において、他の有限責任組合員がそれぞれの出資約束金額の割合に応じた額を追加出資するよう義務付けることにより、当該不履行によって生じた不足分に充てることができます。

(注2) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、J-STAR No.5-B, LPから、709,441千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2023年8月4日付で取得しております。なお、J-STAR No.5-B, LPは、J-STARが自ら又はその子会社を通じて投資機会の調査及び紹介並びに投資先の育成等に係る投資関連サービスを提供するケイマン籍リミテッド・カンパニーがジェネラル・パートナーとして管理運営する、ケイマン諸島法に基づき設立されたエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップがジェネラル・パートナーとして管理運営する、ケイマン諸島法に基づき設立されたエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップです。J-STAR No.5-B, LPは、無限責任組合員であるJ-STAR No.5-B GP, LPのほか、ファンド・オブ・ファンズ、ファミリーオフィス、寄付基金を有限責任組合員としております。J-STAR No.5-B, LPの有限責任組合員は、出資約束金額を上限額としてJ-STAR No.5-B, LPに金銭出資を行うことを約束しており、J-STAR No.5-B, LPの無限責任組合員から出資請求通知を受けた場合には、各有限責任組合員は、各自の出資約束金額から既にその有限責任組合員が出資した金額を控除した額の範囲内で、必要となる金額を各組合員の出資約束金額に応じて按分した額を金銭出資する義務を負っております。また、一部の有限責任組合員が出資義務を履行しない場合であっても、他の有限責任組合員はその出資義務を免れるものではなく、J-STAR No.5-B, LPが公開買付者への出資の金額に相当する資金を拠出できるよう、一定の範囲において、他の有限責任組合員がそれぞれの出資約束金額の割合に応じた額を追加出資するよう義務付けることにより、当該不履行によって生じた不足分に充てることができます。

- (注3) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、J-STAR No.5-C, LPから、794,195千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2023年8月4日付で取得しております。なお、J-STAR No.5-C, LPは、J-STARが自ら又はその子会社を通じて投資機会の調査及び紹介並びに投資先の育成等に係る投資関連サービスを提供するケイマン籍リミテッド・カンパニーがジェネラル・パートナーとして管理運営する、ケイマン諸島法に基づき設立されたエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップがジェネラル・パートナーとして管理運営する、ケイマン諸島法に基づき設立されたエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップです。J-STAR No.5-C, LPは、無限責任組合員であるJ-STAR No.5-C GP, LPのほか、ファンド・オブ・ファンズ、ファミリーオフィス、大学基金を有限責任組合員としております。J-STAR No.5-C, LPの有限責任組合員は、出資約束金額を上限額としてJ-STAR No.5-C, LPに金銭出資を行うことを約束しており、J-STAR No.5-C, LPの無限責任組合員から出資請求通知を受けた場合には、各有限責任組合員は、各自の出資約束金額から既にその有限責任組合員が出資した金額を控除した額の範囲内で、必要となる金額を各組合員の出資約束金額に応じて按分した額を金銭出資する義務を負っております。また、一部の有限責任組合員が出資義務を履行しない場合であっても、他の有限責任組合員はその出資義務を免れるものではなく、J-STAR No.5-C, LPが公開買付者への出資の金額に相当する資金を拠出できるよう、一定の範囲において、他の有限責任組合員がそれぞれの出資約束金額の割合に応じた額を追加出資するよう義務付けることにより、当該不履行によって生じた不足分に充てることができる。
- (注4) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、J-STAR No.5-D, LPから、320,679千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2023年8月4日付で取得しております。なお、J-STAR No.5-D, LPは、J-STARが自ら又はその子会社を通じて投資機会の調査及び紹介並びに投資先の育成等に係る投資関連サービスを提供するケイマン籍リミテッド・カンパニーがジェネラル・パートナーとして管理運営する、ケイマン諸島法に基づき設立されたエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップがジェネラル・パートナーとして管理運営する、ケイマン諸島法に基づき設立されたエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップです。J-STAR No.5-D, LPは、無限責任組合員であるJ-STAR No.5-D GP, LPのほか、ファンド・オブ・ファンズ、大学基金を有限責任組合員としております。J-STAR No.5-D, LPの有限責任組合員は、出資約束金額を上限額としてJ-STAR No.5-D, LPに金銭出資を行うことを約束しており、J-STAR No.5-D, LPの無限責任組合員から出資請求通知を受けた場合には、各有限責任組合員は、各自の出資約束金額から既にその有限責任組合員が出資した金額を控除した額の範囲内で、必要となる金額を各組合員の出資約束金額に応じて按分した額を金銭出資する義務を負っております。また、一部の有限責任組合員が出資義務を履行しない場合であっても、他の有限責任組合員はその出資義務を免れるものではなく、J-STAR No.5-D, LPが公開買付者への出資の金額に相当する資金を拠出できるよう、一定の範囲において、他の有限責任組合員がそれぞれの出資約束金額の割合に応じた額を追加出資するよう義務付けることにより、当該不履行によって生じた不足分に充てることができる。
- (注5) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、J-STAR No.5-E, LPから、723,164千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2023年8月4日付で取得しております。なお、J-STAR No.5-E, LPは、J-STARが自ら又はその子会社を通じて投資機会の調査及び紹介並びに投資先の育成等に係る投資関連サービスを提供するケイマン籍リミテッド・カンパニーがジェネラル・パートナーとして管理運営する、ケイマン諸島法に基づき設立されたエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップがジェネラル・パートナーとして管理運営する、ケイマン諸島法に基づき設立されたエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップです。J-STAR No.5-E, LPは、無限責任組合員であるJ-STAR No.5-E GP, LPのほか、ファンド・オブ・ファンズ、ファミリーオフィス、年金基金を有限責任組合員としております。J-STAR No.5-E, LPの有限責任組合員は、出資約束金額を上限額としてJ-STAR No.5-E, LPに金銭出資を行うことを約束しており、J-STAR No.5-E, LPの無限責任組合員から出資請求通知を受けた場合には、各有限責任組合員は、各自の出資約束金額から既にその有限責任組合員が出資した金額を控除した額の範囲内で、必要となる金額を各組合員の出資約束金額に応じて按分した額を金銭出資する義務を負っております。また、一部の有限責任組合員が出資義務を履行しない場合であっても、他の有限責任組合員はその出資義務を免れるものではなく、J-STAR No.5-E, LPが公開買付者への出資の金額に相当する資金を拠出できるよう、一定の範囲において、他の有限責任組合員がそれぞれの出資約束金額の割合に応じた額を追加出資するよう義務付けることにより、当該不履行によって生じた不足分に充てることができる。

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

13,699,990千円((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

## 10 【決済の方法】

### (1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

### (2) 【決済の開始日】

2023年9月28日(木曜日)

### (3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。なお、日興イーजीトレードからの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

### (4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。

## 11 【その他買付け等の条件及び方法】

### (1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(7,628,600株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(7,628,600株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### (2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ウ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。)は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。



## (8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、さらに米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方(外国人株主等の場合はその常任代理人)はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

## 第2 【公開買付者の状況】

### 1 【会社の場合】

#### (1) 【会社の概要】

##### 【会社の沿革】

年月	沿革
2023年7月	商号をY Jホールディングス株式会社、本店所在地を東京都千代田区丸の内三丁目4番1号新国際ビル6階、資本金を5,000円とする株式会社として設立

##### 【会社の目的及び事業の内容】

###### 会社の目的

公開買付者は、次の事業を営むことを目的とする

1. 株式及び社債等の有価証券への投資、保有及び運用
2. 投資事業有限責任組合等の財産の管理運営業務
3. 子会社及び関連会社の管理運営業務
4. 企業の合併、株式の取得、資本参加、業務提携、事業譲渡、株式公開及び企業経営等に関するコンサルティング業務
5. 前各号に附帯関連する一切の事業

###### 事業の内容

公開買付者は、対象者の株券等を取得及び所有し、対象者の事業を支配し、管理することを主たる事業としております。

##### 【資本金の額及び発行済株式の総数】

2023年8月7日現在

資本金の額(円)	発行済株式の総数(株)
5,000	10,000

(注) 公開買付者は、上記「第1 公開買付要項」の「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「その他資金調達方法」に記載のとおり、合計で3,699,990千円を上限とした出資を受ける予定であり、これにより公開買付者の資本金の額及び発行済株式の総数が増加することが予定されています。

##### 【大株主】

2023年8月7日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
JSHD合同会社	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号新国際ビル6階	10,000	100.00
計	-	10,000	100.00

## 【役員の職歴及び所有株式の数】

2023年8月7日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
代表取締役	-	戸崎 豊	1978年7月11日	2002年4月 経済産業省 入省 2006年11月 野村證券株式会社 入社 2015年1月 J - S T A R 入社 2023年4月 J - S T A R パート ナ-就任(現任) 2023年7月 公開買付者代表取締役 就任(現任)	-
計					-

## (2) 【経理の状況】

公開買付者は、2023年7月12日に設立された会社であり、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておりません。

## (3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

## 2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

## 3 【個人の場合】

該当事項はありません。

### 第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

#### 1 【株券等の所有状況】

##### (1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

該当事項はありません。

##### (2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

該当事項はありません。

##### (4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

該当事項はありません。

#### 2 【株券等の取引状況】

##### (1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

#### 3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

#### 4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

## 第4 【公開買付者と対象者との取引等】

### 1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

### 2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

#### (1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2023年8月4日付の対象者取締役会決議により、対象者の意見として、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決定をしたとのことです。

なお、上記対象者取締役会決議の詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。

#### (2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

該当事項はありません。

## 第5 【対象者の状況】

## 1 【最近3年間の損益状況等】

## (1) 【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益(当期純損失)	-	-	-

## (2) 【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

## 2 【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 スタンダード市場							
	月別	2023年2月	2023年3月	2023年4月	2023年5月	2023年6月	2023年7月	2023年8月
最高株価(円)		1,018	927	867	870	839	838	845
最低株価(円)		801	844	816	790	791	808	821

(注) 2023年8月については、8月4日までの株価です。

## 3 【株主の状況】

## (1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数(単位)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

## (2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

## 【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

## 【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-

#### 4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

##### (1) 【対象者が提出した書類】

###### 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第63期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 2022年6月23日 東海財務局長に提出

事業年度 第64期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 2023年6月23日 東海財務局長に提出

###### 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第65期第1四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日) 2023年8月10日 東海財務局長に提出予定

###### 【臨時報告書】

該当事項はありません。

###### 【訂正報告書】

該当事項はありません。

##### (2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

焼津水産化学工業株式会社

(静岡県焼津市小川新町五丁目8番13号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

#### 5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

#### 6 【その他】

##### (1) 「2024年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

対象者は、2023年8月4日付で対象者第1四半期決算短信を公表しております。当該公表に基づく概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

###### 損益の状況(連結)

会計期間	2024年3月期(第1四半期連結累計期間)
売上高	3,256百万円
売上原価	2,551百万円
販売費及び一般管理費	636百万円
営業外収益	32百万円
営業外費用	10百万円
親会社株主に帰属する四半期純利益	60百万円

###### 1株当たりの状況(連結)

会計期間	2024年3月期(第1四半期連結累計期間)
1株当たり四半期純利益	5.33円
1株当たり配当金	0円



## (2) 「業績予想の修正に関するお知らせ」の公表

対象者は、2023年8月4日付で「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しており、2024年3月期第2四半期連結累計期間及び通期の連結業績予想について、修正しております。なお、以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、詳細につきましては、対象者が2023年8月4日付で公表した「業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

## 2024年3月期 第2四半期(累計)連結業績予想数値の修正(2023年4月1日～2023年9月30日)

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に 帰属する 四半期純利益	1株当たり 四半期純利益
前回予想(A)	百万円 6,600	百万円 280	百万円 310	百万円 200	円 銭 17.58
今回修正予想(B)	6,600	120	140	94	8.26
増減額(B-A)	-	160	170	106	
増減率(%)	-	57.1%	54.8%	53.0%	
(ご参考) 前期第2四半期実績 (2023年3月期第2四半期)	6,592	158	185	106	9.10

## 2024年3月期 通期連結業績予想数値の修正(2023年4月1日～2024年3月31日)

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に 帰属する 当期純利益	1株当たり 当期純利益
前回予想(A)	百万円 13,100	百万円 470	百万円 530	百万円 340	円 銭 29.89
今回修正予想(B)	13,162	50	92	43	3.78
増減額(B-A)	62	420	438	297	
増減率(%)	0.5%	89.4%	82.6%	87.4%	
(ご参考)前期実績 (2023年3月期)	12,829	329	391	268	23.01

## (3) 「2024年3月期 配当予想の修正(無配)及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」の公表

対象者は、2023年8月4日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、2024年3月期の中間配当及び期末配当を行わないこと、及び2024年3月期より株主優待制度を廃止することを決議したとのことです。詳細につきましては、対象者が2023年8月4日付で公表した「2024年3月期 配当予想の修正(無配)及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」をご参照ください。

## (4) 「中期経営計画～ビジョン「価値創造の加速」～の見直しに関するお知らせ」の公表

対象者は、2023年8月4日付で「中期経営計画～ビジョン「価値創造の加速」～の見直しに関するお知らせ」を公表しており、2022年5月23日付で公表した2023年3月期を初年度とする3カ年の中期経営計画(同日付「第63期通期決算説明会 資料」参照)において、2025年3月期の定量目標を公表しておりましたが、当該中期経営計画を見直し、当該定量目標を取り下げる旨を公表しているとのことです。詳細については、対象者が2023年8月4日付で公表した「中期経営計画～ビジョン「価値創造の加速」～の見直しに関するお知らせ」をご参照ください。